

村上市

特定空き家等判定方法マニュアル

特定空き家等判定方法マニュアル 目次

特定空き家等判定方法マニュアル チェックリスト

【別紙 1】「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

1. 建築物が著しく保安上危険となる恐れがある。	
(1) 建築物が倒壊等する恐れがある。	
①建築物の著しい傾斜	1
②建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等	
イ 基礎及び土台	2
ロ 柱・梁・筋かい・柱と梁の接合等	3
(2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等する恐れがある。	
①屋根ふき材、ひさし又は軒	4
②外壁	5
③看板、給湯設備、屋上水槽等	6
④屋外階段又はバルコニー	7
⑤門又は塀	8
2. 擁壁が老朽化し危険となる恐れがある。	9

【別紙 2】「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となる恐れのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

(1) 建築物又は設備等の破損等が原因で、著しく衛生上有害となる恐れがある。	10
(2) ごみ等の放置、不法投棄が原因で、著しく衛生上有害となる恐れがある。	11

【別紙 3】「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

(1) 適切な管理が行われていない結果、既存の景観に関するルールに著しく適合しない状態となっている。	12
(2) その他、周囲の景観と著しく不調和な状態である。	13

【別紙 4】「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

(1) 立木等が原因で、放置することが不適切な状態にある。	14
(2) 空き家等に住みついた動物等が原因で、放置することが不適切な状態にある。	15
(3) 建築物等の不適切な管理等が原因で、放置することが不適切な状態にある。	16
特定空き家等と認定した調査項目リスト及び総合判定	17

【別紙 1】「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

1. 建築物が著しく保安上危険となる恐れがある。

(1) 建築物が倒壊等する恐れがある。

①建築物の著しい傾斜

調査項目		① 判定	②周辺への影響と危険の切迫性	
			通行人や近隣住民へ被害が及ぶ可能性	
1	建築物の崩壊、落階、上階とのずれが目視で確認できる。			
2	基礎が不動沈下又は建築物の傾斜が目視で確認できる。			
3	木造建築物について、1/20超の傾斜が確認できる。2階以上の階が傾斜している場合も同様である。			
4	鉄骨造建築物について、1/30超の傾斜（傾斜を生じた階の上の階数が1階以下の場合）が確認できる。			
5	鉄骨造建築物について、1/50超の傾斜（傾斜を生じた階の上の階数が2階以上の場合）が確認できる。			
特定空き家等と判定（①②に○）				
総合判定（P17）に移る（①が○、②が×）				

※状況が分かる写真を複数添付する。



【別紙 1】「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

1. 建築物が著しく保安上危険となる恐れがある。
 (1) 建築物が倒壊等する恐れがある。
 ②建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等
 イ 基礎及び土台

調査項目		① 判定	②周辺への影響と危険の切迫性	
			通行人や近隣住民へ被害が及ぶ可能性	
1	基礎の大きな亀裂や多数のひび割れ、破損又は変形が目視で確認できる。			
2	土台の腐朽、破損、変形又は蟻害が目視で確認できる。			
3	基礎と土台のずれが目視で確認できる。			
4	直接地面に接する土台又は掘立柱等の腐朽、破損又は蟻害が目視で確認できる。			
5	基礎と土台の緊結金物の腐食、脱落が目視で確認できる。			
特定空き家等と判定 (①②に○)				
総合判定 (P17) に移る (①が○、②が×)				

※状況が分かる写真を複数添付する。



【別紙 1】「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

1. 建築物が著しく保安上危険となる恐れがある。

(1) 建築物が倒壊等する恐れがある。

②建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等

ロ 柱・梁・筋かい・柱と梁の接合等

調査項目		① 判定	②周辺への影響と危険の切迫性	
			通行人や近隣住民へ被害が及ぶ可能性	
1	柱・梁・筋かいに大きな亀裂や多数のひび割れ、腐朽、破損、変形又は蟻害が目視で確認できる。			
2	柱と梁のずれ又は脱落が目視で確認できる。			
3	柱と梁の接合部の腐食、脱落が目視で確認できる。			
特定空き家等と判定 (①②に○)				
総合判定 (P17) に移る (①が○、②が×)				

※状況が分かる写真を複数添付する。



【別紙 1】「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

1. 建築物が著しく保安上危険となる恐れがある。
 - (2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等する恐れがある。
 - ①屋根ふき材、ひさし又は軒

調査項目		① 判定	②周辺への影響と危険の切迫性	
			通行人や近隣住民へ被害が及ぶ可能性	
1	屋根の落ち込みや浮き上がりなどの変形、破損などが目視で確認できる。			
2	屋根のふき材（瓦やトタンなど）が剥離又は飛散の恐れがある。			
3	軒の裏板、たる木等の腐朽や破損が目視で確認できる。			
4	雨樋が垂れ下がっている又は雨樋の著しい変形や留め具の痛みにより脱落や飛散の恐れがある。			
5	ひさしの腐朽、破損や剥離が目視で確認できる。			
6	軒が垂れ下がっている。			
7	その他著しく保安上危険となる恐れがある。 ()			
特定空き家等と判定（①②に○）				
総合判定（P17）に移る（①が○、②が×）				

※状況が分かる写真を複数添付する。



【別紙 1】「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

1. 建築物が著しく保安上危険となる恐れがある。
 (2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等する恐れがある。
 ②外壁

調査項目		① 判定	②周辺への影響と危険の切迫性	
			外壁の破損等により第三者の侵入や火災などの危険性がある。	外壁の落下により通行人や近隣住民等へ被害が及ぶ可能性がある。
1	壁体を貫通する穴が生じている。			
2	外壁の仕上げ材料が剥落、腐朽、破損している。又は腐朽、破損等により剥落・飛散などの恐れがある。			
3	外壁の剥落、腐朽、破損により下地が露出している。			
4	外壁のモルタルやタイル等の外装材に浮き上がりが目視で確認できる。			
5	外壁に大きなひび等があり、外壁の脱落等の危険性が目視で確認できる。			
6	窓や戸袋などが傷みや破損等により落下の恐れがあるもの			
7	その他著しく保安上危険となる恐れがある。 ()			
特定空き家等と判定 (①②に○)				
総合判定 (P17) に移る (①が○、②が×)				

※状況が分かる写真を複数添付する。



【別紙 1】「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

1. 建築物が著しく保安上危険となる恐れがある。
 - (2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等する恐れがある。
 - ③看板、給湯設備、屋上水槽等

調査項目		① 判定	②周辺への影響と危険の切迫性	
			通行人や近隣住民へ被害が及ぶ可能性	
1	看板の仕上がり材料が剥離している。			
2	看板、給湯設備、屋上水槽等の支持部分が腐食や破損している。又は転倒、脱落していることが目視で確認できる。			
3	その他アンテナ、煙突、空調設備、配管など屋根や外壁等にある建物の付属物が転倒、破損などにより落下や飛散の恐れがある。			
4	その他著しく保安上危険となる恐れがある。 ()			
特定空き家等と判定 (①②に○)				
総合判定 (P17) に移る (①が○、②が×)				

※状況が分かる写真を複数添付する。



【別紙 1】「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

1. 建築物が著しく保安上危険となる恐れがある。
 (2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等する恐れがある。
 ④屋外階段又はバルコニー

調査項目		① 判定	②周辺への影響と危険の切迫性	
			通行人や近隣住民へ被害が及ぶ可能性	
1	屋外階段、バルコニーが腐食、破損又は脱落している。			
2	屋外階段、バルコニーの傾斜が目視で確認できる。			
3	屋外階段、バルコニーに歩行上支障があるひび割れ、錆、腐食等がある。			
4	屋外階段、バルコニーの手すりや格子にぐらつき、傾きがある。			
5	屋外階段、バルコニーのブラケットの外れ、取付けビスの緩みや外れがある。			
特定空き家等と判定 (①②に○)				
総合判定 (P17) に移る (①が○、②が×)				

※状況が分かる写真を複数添付する。



【別紙 1】「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

1. 建築物が著しく保安上危険となる恐れがある。
 - (2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等する恐れがある。
- ⑤門又は塀

調査項目		① 判定	②周辺への影響と危険の切迫性	
			通行人や近隣住民へ被害が及ぶ可能性	
1	門又は塀にひび割れ、破損が生じている。			
2	門又は塀の傾斜が目視で確認できる。			
3	門扉、門柱及び支柱に錆、変形、ぐらつき等がある。			
4	塀にぐらつき等がある。			
5	コンクリート、ブロック等の塀に著しい亀裂等の劣化、破損等がある。			
6	塀と控え柱・壁の接続部に著しい亀裂等がある。又は離れている。			
7	塀の金属フェンス等に変形、破損、錆、腐食、緩み等がある。			
8	基礎部が陥没するなど、塀基礎部と周辺地盤との間に相対的な著しい沈下又は隆起がある。			
9	塀の基礎部に著しい亀裂等がある。			
特定空き家等と判定 (①②に○)				
総合判定 (P17) に移る (①が○、②が×)				

※状況が分かる写真を複数添付する。



【別紙 1】「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

2. 擁壁が老朽化し危険となる恐れがある。

調査項目		① 判定	②周辺への影響と危険の切迫性	
			通行人や近隣住民へ被害が及ぶ可能性	
1	擁壁表面に水が染み出し、流出している。			
2	水抜き穴の詰まりが生じている。			
3	ひび割れが発生している。			
	「宅地擁壁老朽化マニュアル（案）」（国土交通省都市局都市安全課）に基づき擁壁の種類に応じて、それぞれの基礎点（環境条件・障害状況）と変状点の組み合わせ（合計点）により、擁壁の劣化の背景となる環境条件を十分に把握した上で、老朽化に対する危険度を総合的に評価する。※危険度評価区分が大とされる擁壁の他、危険度評価区分が下がるものについても項目毎に著しく保安上危険となる恐れのある状態でないか確認する。			
特定空き家等と判定（①②に○）				
総合判定（P17）に移る（①が○、②が×）				

※状況が分かる写真を複数添付する。



【別紙 2】「そのまま放置すれば倒壊等著しく衛生上有害となる恐れのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

(1) 建築物又は設備等の破損等が原因で、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となる恐れがある。

調査項目		① 判定	②周辺への影響と危険の切迫性	
			吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い	地域住民の日常生活に支障を及ぼしている又は支障を及ぼすことが予見される
1	耐火建築物の梁や階段・駐車場などに吹付け石綿等が使用されており飛散し暴露する恐れがある。			
2	住宅の屋根材・壁材・間仕切り材・床材・天井材などにアスベスト含有成型板が使用されており、老朽化などにより破損しているため飛散する恐れがある。			
3	浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生がある。			
4	放置された物品などが雨水・排水等により流出し、臭気の発生がある。			
特定空き家等と判定 (①②に○)				
総合判定 (P17) に移る (①が○、②が×)				

※状況が分かる写真を複数添付する。



【別紙 2】「そのまま放置すれば倒壊等著しく衛生上有害となる恐れのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

(2) ごみ等の措置、不法投棄が原因で、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となる恐れがある。

調査項目		① 判定	②周辺への影響と危険の切迫性	
			地域住民の日常生活に支障を及ぼしている又は支障を及ぼすことが予見される	
1	ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生がある。			
2	ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、ハエ、蚊等が発生している。			
特定空き家等と判定 (①②に○)				
総合判定 (P17) に移る (①が○、②が×)				

※状況が分かる写真を複数添付する。



【別紙 3】「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」であるか
否かの判断に際して参考となる基準

(1) 適切な管理が行われていない結果、既存の景観に関するルールに著しく適合しない状態となっている。

調査項目		① 判定	②周辺への影響と 危険の切迫性	
1	景観法に基づき景観計画を策定している場合において、当該景観計画に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著しく適合しない状態となっている。			
2	景観法に基づき都市計画に景観地区を定めている場合において、当該都市計画に定める建築物の形態意匠等の制限に著しく適合しない、又は条例で定める工作物の形態意匠等の制限等に著しく適合しない状態となっている。			
3	地域で定められた景観保全に係るルールに著しく適合しない状態となっている。			
特定空き家等と判定 (①②に○)				
総合判定 (P17) に移る (①が○、②が×)				

※状況が分かる写真を複数添付する。



【別紙 3】「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」であるか
否かの判断に際して参考となる基準

(2) その他、周囲の景観と著しく不調和な状態である。

調査項目		① 判定	②周辺への影響と 危険の切迫性	
			地域住民の日常生活に支障を及ぼしている又は支障を及ぼすことが予見される	
1	屋根や外壁等が汚物や落書き等で外見上、大きく傷んだり汚れたまま放置されている。			
2	多数のガラスが割れたまま放置されている。。			
3	看板等が原形をとどめず、本来の用をなさない程度まで破損、汚損したまま放置されている。			
4	立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。			
5	敷地内にごみ等が散乱、山積したまま放置されている。			
特定空き家等と判定 (①②に○)				
総合判定 (P17) に移る (①が○、②が×)				

※状況が分かる写真を複数添付する。



【別紙 4】「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

(1) 立木が原因で、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態である。

調査項目		① 判定	②周辺への影響と危険の切迫性	
			地域住民の日常生活に支障を及ぼしている又は支障を及ぼすことが予見される	
1	立木の枝等が近隣の家屋の敷地に越境している。			
2	立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者や車両の通行を妨げている。			
3	立木が枯損等により隣地や道路に倒伏する恐れがある。			
4	立木の折れた枝等が道や近隣等に飛散し、生活環境が悪化している。			
特定空き家等と判定 (①②に○)				
総合判定 (P17) に移る (①が○、②が×)				

※状況が分かる写真を複数添付する。



【別紙 4】「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

(2) 空き家等に住みついた動物等が原因で、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態である。

調査項目		① 判定	②周辺への影響と危険の切迫性	
			地域住民の日常生活に支障を及ぼしている又は支障を及ぼすことが予見される	
1	動物等の鳴き声等の騒音が頻繁にある。			
2	動物等のふん尿や汚物等による臭害がある。			
3	敷地外への動物等の毛や羽毛などの飛散がある。			
4	大量の害虫等が発生している。			
5	住み着いた動物等が、隣家（隣地）周辺に侵入している。			
6	シロアリが大量発生し、近隣に飛来している。			
特定空き家等と判定（①②に○）				
総合判定（P17）に移る（①が○、②が×）				

※状況が分かる写真を複数添付する。



【別紙 4】「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

(3) 建築物等の不適切な管理等が原因で、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態である。

調査項目		① 判定	②周辺への影響と危険の切迫性	
			地域住民の日常生活に支障を及ぼしている又は支障を及ぼすことが予見される	
1	門扉の開放や窓ガラスの破損が見られるなど、不特定者が容易に侵入できる状態で放置されている。			
2	不適切な管理により、屋根からの落雪や雪の重みによる家屋の倒壊等で通行支障の恐れがある。			
3	周辺道路や家屋の敷地等に土砂等が大量に流出している。			
特定空き家等と判定 (①②に○)				
総合判定 (P17) に移る (①が○、②が×)				

※状況が分かる写真を複数添付する。



特定空き家等と判定した調査項目リスト

下記に特定空き家等と判定した調査項目を記入する。

	調査項目番号			
別紙1 (1) ①				
別紙1 (1) ② イ				
別紙1 (1) ② ロ				
別紙1 (2) ①				
別紙1 (2) ②				
別紙1 (2) ③				
別紙1 (2) ④				
別紙1 (2) ⑤				
別紙1 2				
別紙2 (1)				
別紙2 (2)				
別紙3 (1)				
別紙3 (2)				
別紙4 (1)				
別紙4 (2)				
別紙4 (3)				

《総合判定》

【別紙1】「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

総合判定	判定
保安上危険となる恐れのある状態であるか判断	

【別紙2】「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となる恐れのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

総合判定	判定
衛生上有害となる恐れのある状態であるか判断	

【別紙3】「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

総合判定	判定
景観を損なっている状態であるか判断	

【別紙4】「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

総合判定	判定
放置することが不適切である状態であるか判断	

総合判定結果

総合判定結果	総合判定結果に至った事由
特定空き家	
空き家等	

